

[事案 27-103] 契約無効請求

・平成 28 年 5 月 9 日 和解成立

<事案の概要>

加入時と保障見直し時に、掛捨ての保険でないことを募集人に確認したにも関わらず、掛捨ての保険であったとして、加入および保障見直しの取消しまたは無効を主張して、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 8 月に契約した利率変動積立型終身保険について、加入の際に、募集人に終身保険を希望していることを伝え、掛捨ての保険でないことを確認して加入しており、また、保障見直しの際や定期訪問を受けた際にも、同様の確認をしたにも関わらず、掛捨ての保険であった。加入時も見直し時も掛捨ての保険ではないと誤解していたため、加入および保障見直しを取消しまたは無効として既払込保険料の返還をしてほしい。

<保険会社の主張>

募集人が、申立人から掛捨てではないかとの質問を受けたことや、掛捨てではないとの説明をしたことはないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明に不適切な点があったかどうかなど加入時および保障見直し時の状況を把握するため、申立人および申立人配偶者と募集人に対して事情聴取を行なった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の加入および保障見直しを取消すまたは無効とすることは認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 保険会社は、募集人の回答により、申立人が掛捨て保険ではないとの誤解を招いた可能性を否定できないとの理由で、平成 17 年 9 月以降の申立人配偶者の契約を取消したが、この扱いの根拠となった募集人の回答が、平成 17 年 9 月以降であったと断定することはできない。そうすると、同年 8 月に申込みがなされた保障見直しの前であった可能性を否定することはできないので、この点は考慮されるべき事情といえる（ただし、保障見直しの前とする証拠もないので、保険会社に、保障見直しの取消しを求めることはできない）。
- (2) 本件の保障見直しは、契約を構成する保険について全面見直しによる方法でなされているが、一部見直しも可能で、その方が保険料は若干だが安くなったと考えられる。このような場合には、どちらの見直し方法によるかは、見直し方法の違いによるメリット・デメリットを踏まえ、申立人において判断されるべきものといえ、募集資料に見直し方法の説明が記載されていたとしても、保険の素人である契約者は、全部見直しだけの提案がなされれば、その方法しかないと考えてしまうので、募集人は、見直し方法による違いを説明することが望まれる。

